

既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方(案)

1 これまでの経過

(1) 平和公園再整備基本計画（H6.03）の概要とその後の整備状況（西地区）



(2) 平和公園陸上競技場の再整備計画についての報告書（H10.09 平和公園陸上競技場利用懇話会）

【再整備計画】

- スタンド全部の撤去を行い、将来はトラック及びフィールド部分も含めて芝生の多目的広場として整備を行う。

【短期的整備】

- スタンド部：撤去後、芝生の多目的広場として整備し、外側に高木を植樹（緑陰を設ける）
- フィールド部：平成15年のインターハイまで現状維持、終了後は芝生の多目的広場として整備
- トラック部：当分の間は現状のまま維持、再整備の着手時期等については、今後の施設の利用状況等の推移を見ながら検討

【懇話会のまとめ(抜粋)】

- 将来的なトラックの取扱いについては、今後の陸上競技場地区全体の再整備を行っていくなかで検討すべきものとし、将来の判断に委ねる

陸上競技場の使い方



① イベント



② 憩い



③ 憩い



④ 憩い



⑤ 散歩



⑧ 競技練習



⑥ 休息



⑨ 競技練習



⑦ 休息



⑩ 競技練習



⑪ ジョギング・散歩



⑫ 競技練習



⑬ ジョギング・散歩

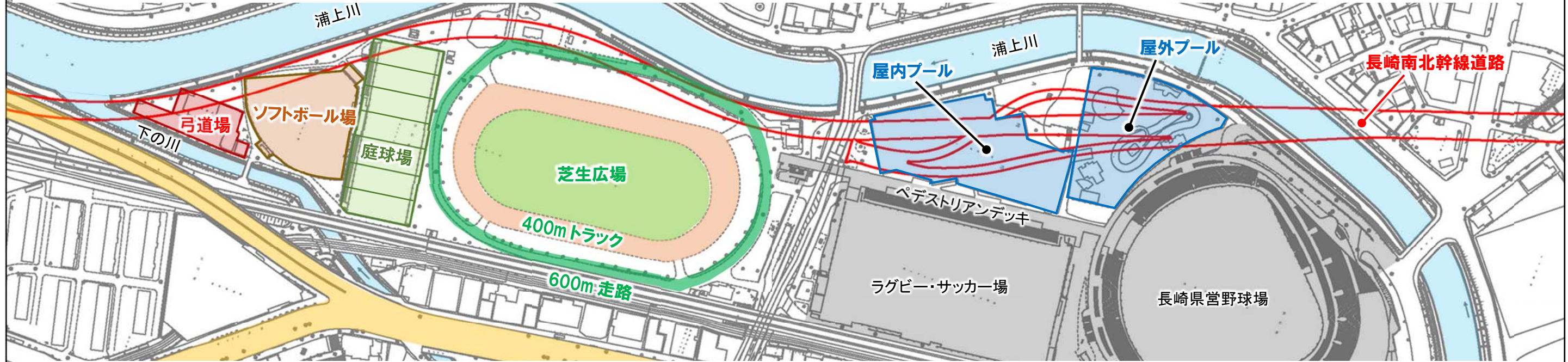


⑭ ラジオ体操

2 長崎南北幹線道路に支障をきたす既存スポーツ施設の概要

スポーツ施設	施設概要	R1 利用者数	利用者層	特記事項
市民総合プール (屋内)	<ul style="list-style-type: none"> ●50m 公認プール (8 レーン) ●25m 公認プール (7 レーン) ●幼児・児童プール ●観客席 (50m プール : 1,380 席・25m プール : 300 席) 	113 千人/年	各世代万遍なく利用	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内に 50m プールを有する県内唯一の施設 ○数百人規模の大規模大会が定期的に開催
市民総合プール (屋外)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライダー (H=15m、L=12m) ●流水プール (L=約 160m) ●幼児・児童プール 	32 千人/年	主に学生やファミリー層が利用	○夏季 (6 月中旬～9 月中旬の約 3 ヶ月) のみ稼働
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ●400m トラック ●600m 走路 ●フィールド (芝生広場) 	公共予約システム 36 千人/年 ^{※1} R4 現地調査推計 328 千人/年 ^{※2} [うち 400m トラック] 41 千人/年 ^{※2}	各世代万遍なく利用	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の小学・中学・高校生等を中心とした陸上の練習や市民の散歩、ジョギング、多様なレクリエーション活動 (ゲートボール大会、レクリエーション大会、運動会など) など、各世代から多目的に利用 ○「競技練習等利用施設」として利用されており、陸上競技の大会は開催されていない

※1 : 公共予約システム (占用許可申請) による集計 (イベント等による利用のみ。ジョギングや散歩等の利用は含まない) ※2 : 現地調査 (令和 4 年 6 月の 9 日間) による実績値の平均を基に推計



スポーツ施設	施設概要	R1 利用者数	利用者層	特記事項
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ●コート 7 面 (砂入り人工芝) 【屋根付き】 ●管理棟 (審判席、事務室など) 1 棟 	159 千人/年	各世代が万遍なく利用	○数百人規模の大会が定期的に開催
ソフトボール場	<ul style="list-style-type: none"> ●グラウンド 1 面 (両翼 65m) ●照明設備 6 基、スコアボード 1 基 ●管理棟 (審判席、事務室など) 1 棟 	5 千人/年	主に社会人が利用	<ul style="list-style-type: none"> ○早朝やナイターにも利用されており、定期的に大会も開催 ○ソフトボールの利用がない時には他の用途 (ゲートボールなど) にも利用
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ●近的 10 人立 (L=28m)、遠的 4 人立 (L=60m) ●管理棟 (審判席、事務室など) 1 棟 	19 千人/年	主に中高生の部活動や社会人が利用	○市内大会が開催できる唯一の施設

■各競技団体等からの要望

年月	要望団体	要望内容
令和4年1月	長崎市ソフトボール協会	●移転場所、施設（機能面）について
令和4年1月	長崎市水泳連盟	●移転場所、施設（機能面）、附属設備について
令和4年1月	長崎市テニス協会、長崎市ソフトテニス連盟	●移転場所、施設（機能面）について（口頭要望）
令和4年1月	長崎市弓道連盟	●移転場所、施設（機能面）について（口頭要望）
令和4年2月	長崎市陸上競技協会	●400mトラックの存続について
令和4年3月	陸上競技団体 （陸上愛好会、中学・高等学校陸上部、クラブチーム、実業団など26団体）	●陸上競技場の現地存続について
令和4年5月	松山運動公園を守る会	●陸上競技場の現地存続について（署名4,720筆提出）
令和4年5月	高等学校陸上部（1校）	●陸上競技場の現地存続について

3 長崎南北幹線道路に支障をきたす既存スポーツ施設の再配置の考え方(案)

(1) 長崎市公共施設の適正配置基準(案)による分類

		競技大会の開催レベル(県内外との交流人口の創出度)			
		高 ←			
		利用形態			
		大規模大会利用施設	市内大会等利用施設	競技練習等利用施設	レクリエーション等利用施設
高 ↑ 幅広い多くの市民が利用可能(市民へのサービス度) サービスを提供する範囲(サービス圏域)	全市施設 ・市域全体の市民を対象 ・都心部及び都心周辺部に配置する ・困難な場合は、機能確保を優先し、施設までの移動の利便性を考慮した場所に配置する	<ul style="list-style-type: none"> ○かきどまり陸上競技場 ○かきどまり庭球場 ○市民体育館 ●市民総合プール <p>第1位グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市営庭球場 ○かきどまり野球場 ○市営ラグビー・サッカー場 ○かきどまり運動広場 ●市営ソフトボール場 ●市営弓道場 ○市民アーチェリー場 ○諏訪体育館 <p>第2位グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市営陸上競技場 <p>第3位グループ</p>	
	複数地区施設 ・公共交通を利用してアクセス可能な複数地区の市民を対象 ・各地区からの交通の便が良い場所に配置する				<ul style="list-style-type: none"> ●市営庭球場(ほか(10施設)) ○市民体育館(ほか(7施設)) ●市民総合プール(ほか(3施設)) <p>※市営庭球場と市民総合プールは全市施設と重複</p>
	地区施設 ・身近な場所で地区の市民を対象 ・普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置する				<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンド(26施設) ○高島ふれあい多目的運動公園運動場・庭球場 ○小ヶ倉プール、網場プール

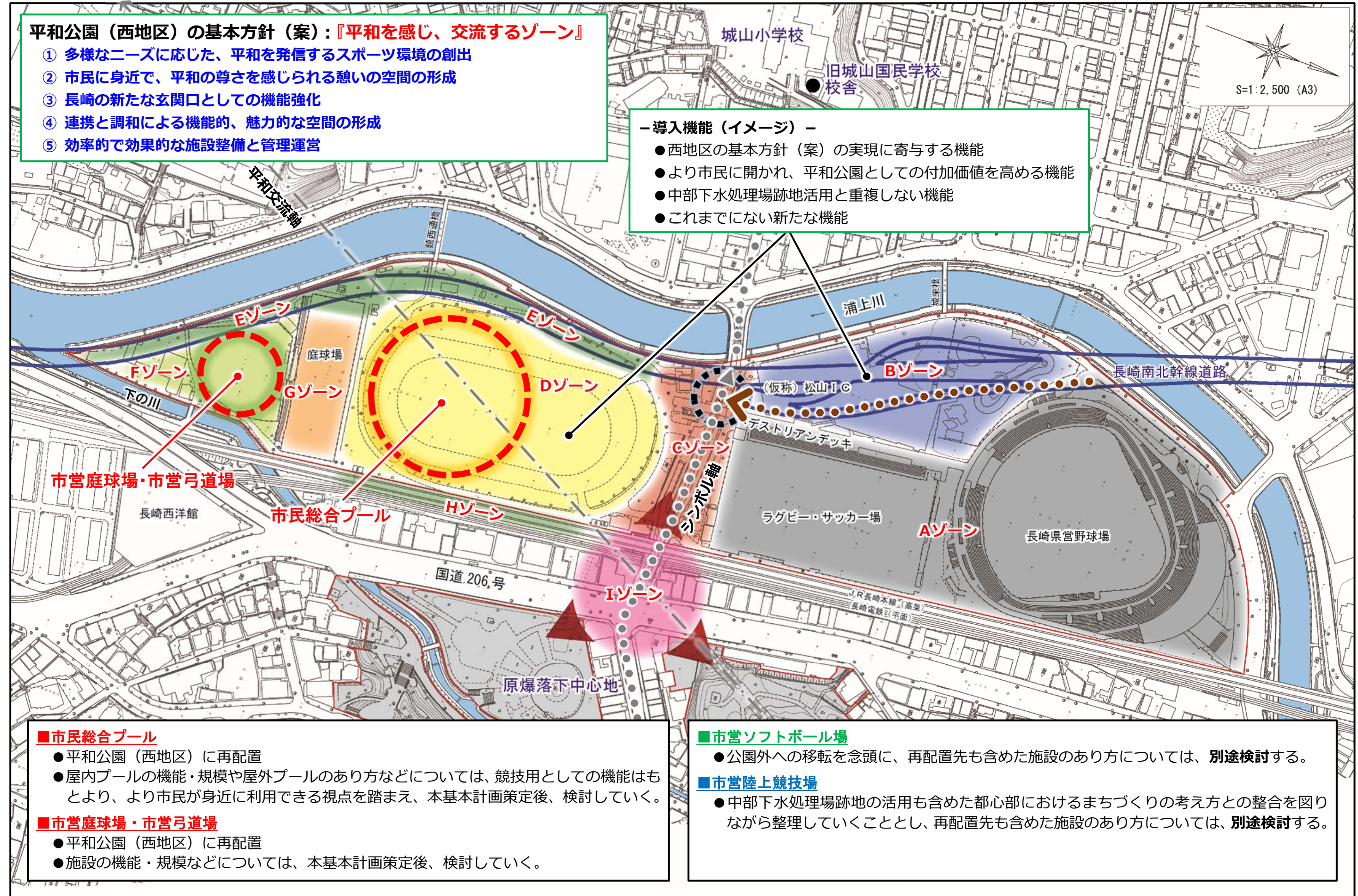
※赤文字の施設：長崎南北幹線道路に支障をきたす既存スポーツ施設

(2) 長崎南北幹線道路に支障をきたす既存スポーツ施設の再配置の考え方

適正配置基準（案）			再配置の考え方
施設	配置の考え方※1		
第1位グループ	市民総合プール（屋内）	大会開催のため観客席を備えた日本水泳連盟公認の50m及び25mの温水プールが必要であるため、 現在の施設を継続して配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ●物理的制約（必要とする面積）が大きく、かつ、従前地と同程度の公共交通によるアクセス性の確保が必要な施設であるため、移転先は限定的。 ●再配置先の候補地として、以下の条件を踏まえ、平和公園（陸上競技場跡地）と中部下水処理場跡地を選定し比較検討した結果、建築制限があるものの、土地の性状を含め、利用者の利便性や施工性、経済性などの面で優れる平和公園（陸上競技場跡地）が適地である（「別紙」参照）。 <ul style="list-style-type: none"> －再配置先の選定条件－ <ul style="list-style-type: none"> ・物理的条件：現在地と同程度以上の敷地面積を有し、かつ、公共用地であること ・立地的条件：現在地と同程度の公共交通機関によるアクセス性が確保できること
第2位グループ	市営庭球場	県内唯一の屋根付庭球場で、市内大会会場として、また、大規模大会の雨天時の会場としても利用されているため、 現在の施設を継続して配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ●道路計画に支障をきたさない大部分の施設（7面中6面程度）は現位置に存置。 ●支障する施設（1面程度）は、効率的な大会運営等の面から存置施設と一体的な機能確保が必要。 ●物理的な制約（必要とする面積）が小さいため、現実的に配置可能な存置施設の隣接地（ソフトボール場跡地）へ配置する。
	市営弓道場	市内大会が開催できる唯一の弓道場であり、また、競技練習会場としても利用されているため、 現在の施設を継続して配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用実態等を踏まえ、再配置先として、公共交通によるアクセス性など従前地と利便性が変わらない場所への配置が望ましい。 ●物理的な制約（必要とする面積）が小さいため、現実的に配置可能な現施設の隣接地（ソフトボール場跡地）へ配置する。
	市営ソフトボール場	市民早朝、ナイターソフトの会場として利用されているため、 現在の施設を継続して配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ●現位置での機能回復は物理的に難しい。 ●平和公園内の別地（陸上競技場跡地に市民総合プールを再配置した後の余剰地）での機能回復は、物理的に可能と考えられるが、現状の利用者層から公共交通によるアクセス性確保の必要性は他の施設に比べ低い。 ●同余剰地は、より市民に開かれ、平和公園の付加価値を高める機能の導入を優先すべきであり、平和公園内への再配置の優先度は低い。
第3位グループ	市営陸上競技場 ・400mトラック ・600m走路 ・フィールド（芝生広場）	1周400mトラック、1周500mの走路、1周600mの走路があり、学生の陸上競技の練習だけでなく、市民の日常の健康増進のための練習場として幅広く利用されているため、 現在の施設を継続して配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上競技場跡地を市民総合プールの再配置先とするため、400mトラックを現在地に配置することは物理的に難しいが、600m走路や芝生広場は、形状や面積が変わるものの、一定従前地に確保することは物理的には可能。 ●これまでの経緯や利用実態等を踏まえるとともに、中部下水処理場跡地の活用も含めた都心部におけるまちづくりの考え方との整合を図りながら、今後のあり方を整理していく。

※1：長崎市公共施設適正配置基準（案）の記載をそのまま転記

4 既存スポーツ施設の再配置(案)【イメージ図】



■他都市事例（広場イメージ）

(1) サッカースタジアム等整備事業（広島市）



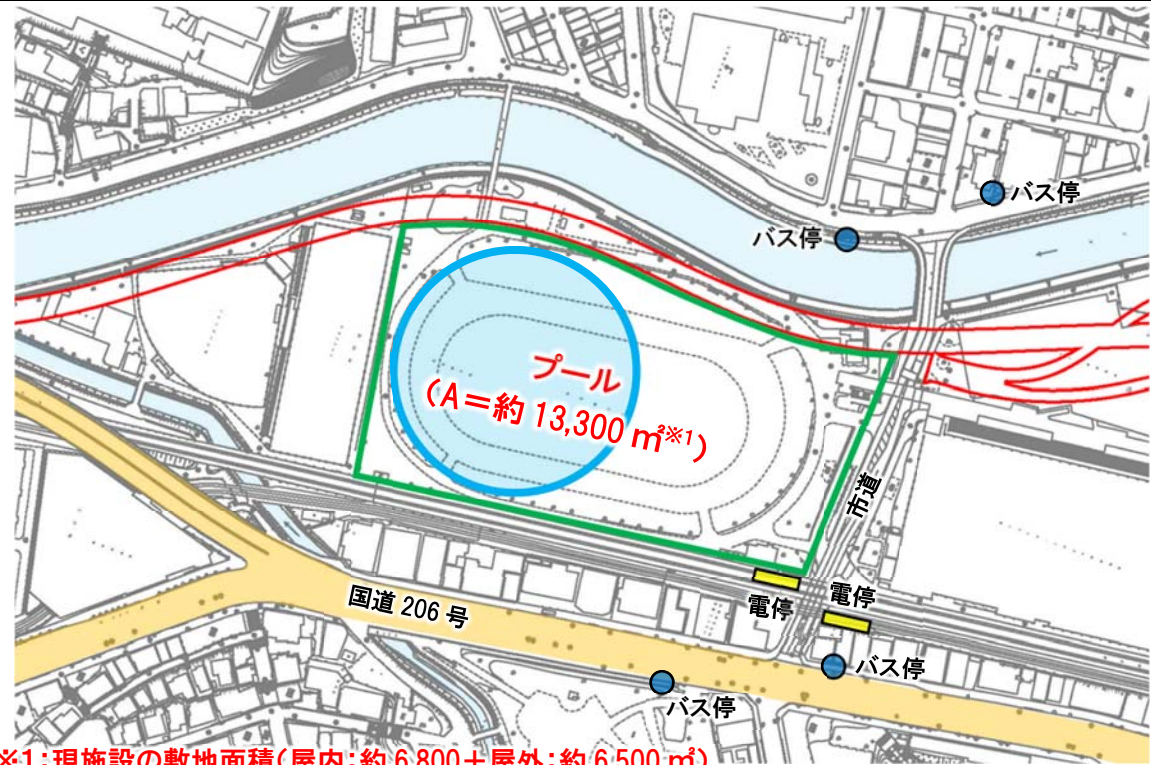
(2) としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）（東京都豊島区）



(3) 佐世保中央公園（佐世保市）



■市民総合プールの再配置先の検討

項目	A案	B案
移転先	<p>平和公園（陸上競技場跡地）A=約 3.2ha</p>  <p>※1: 現施設の敷地面積(屋内:約 6,800+屋外:約 6,500 m²)</p>	<p>中部下水処理場跡地 A=約 2.8ha ※中部下水処理場は令和5年度末機能停止予定</p>  <p>※1: 現施設の敷地面積(屋内:約 6,800+屋外:約 6,500 m²)</p>
建築制限（法令等）	<p>△ 都市公園条例による建蔽率の制限あり、景観形成重点地区による高さ制限（約 20m以下）あり ※なお、現在の建築面積（6,800 m²）に、建蔽率の余裕範囲（約 5,000 m²）を加えた約 12,000 m²までは一定増築可能</p>	<p>○ 指定建蔽率（80%）の中で建設可能、高さ制限なし</p>
アクセス性（公共交通）	<p>○ 現在地とほぼ変わらない</p>	<p>△ バス停・電停からやや遠くなり、A案に比べアクセス性はやや劣る</p>
アクセス性（自動車）	<p>○ 現在地とほぼ変わらない</p>	<p>△ 国道 206 号から入り込んだ場所に位置し、大型バスのアクセス性が悪いなど、A案に比べ道路環境はやや劣る</p>
駐車場の確保	<p>○ 既存の市営駐車場（松山町・平和公園）の活用が可能（一般車・貸切バス）</p>	<p>× 別途、駐車場を整備する必要あり（一般車・貸切バス） ※公認プール施設要領：周辺駐車場を含め 200 台以上を確保することが望ましい</p>
周辺交通への影響	<p>△ 松山 I C の設置により市道の交通混雑が懸念</p>	<p>△ スタジアムシティと近接するため、イベント等が重なった場合、交通混雑が懸念</p>
敷地特性	<p>○ 特になし</p>	<p>× 地下構造物と多数の杭（約 5,000 本）が存在し、建築計画に大きな制約が生じる</p>
経済性	<p>○ 建設費の増加要因はほぼ無い</p>	<p>× A案に比べ地下構造物や杭の処理、駐車場新設に要する工事費の増</p>
その他	<p>・ 現施設同様に地下水が利用できれば、水道代が節約できる。</p>	<p>※地下水の利用には別途調査が必要</p>
評価	<p>● 建築制限の面で劣るものの、建蔽率の余裕範囲（約 5,000 m²）内であれば、屋内プールの増築や屋外プールの屋内化にも一定対応が可能である。 ● 敷地特性をはじめ、利用者の利便性や施工性、経済性などの面で優れる</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>● 建築制限の面では優位であるものの、それ以外の面では劣る（特に、敷地特性）</p> <p style="text-align: center;">×</p>

【参考資料】広域的な利用圏の公園・広場の配置状況(都市機能誘導区域)

